

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と夜間外出禁止措置等

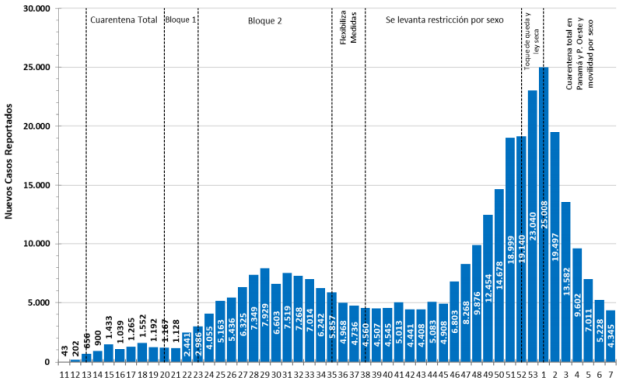
令和3年2月24日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

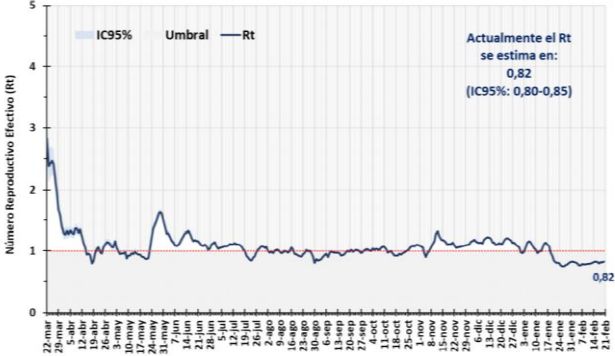
項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	－	4,345 (-883)
1週間の新規死亡者数	－	106 (-60)
検査陽性率	－	8.9%(-0.4)
実効再生産数 (Rt)	1.0以下	0.82(-0.01)
致死率	3%未満	1.7% (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	53% (+4)
利用可能な I C U 病床数※	15%以上	47% (+15)
利用可能な人工呼吸器※	－	72%(+10)

(出典:2月23日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:2月23日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	2月19日及び23日保健省発表による規制措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 外出制限	2 / 8 より、性別毎の買い物制限を撤廃。
2 夜間外出禁止	平日（月曜から金曜）の 午後10時 から午前4時まで夜間外出禁止（ 継続。3月6日以降は土日も含む。 ）
3 週末完全外出禁止	金曜 午後10時 から翌週月曜午前4時まで、週末完全外出禁止 ※ 3月6日（土）午前4時より、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
4 経済活動等	（1）2 / 1 より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 （2）2 / 8 より、レストランの営業再開（閉店 午後9時 ） （3）2 / 15 より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可（ただし、映画館は除く） （4）2 / 22 より、ジム（収容可能人数の50%まで）、マッサージ・スパ（予約制）、マリーナ、フィッシング施設の営業再開 3 / 6（土）より、映画館（収容可能人数の50%まで）及びカジノの営業再開、運動場の開放（レクリエーション使用のみ）
5 その他措置等	（1）アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 ※ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで （2）ビーチ・河岸の滞在許可（パナマ県、西パナマ県、コクレ県、ロス・サントス県、エレラ県のみ）：月曜から金曜の午前6時から 午後5時 まで（ 3月6日以降は、土日も含む。 ）。 ※アルコール販売・消費の禁止